

高山市耐震改修促進計画

平成19年6月策定
(平成19年6月1日決裁)

平成20年5月改定
(平成20年5月30日決裁)

平成28年3月改定
(平成28年3月22日決裁)

目 次

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	1
2 人的被害の想定	1
3 建物被害の想定	2
(1) 建物被害	
(2) 地震火災	
第2 建築物の耐震化に係る目標	3
1 建築物の耐震化の現状	
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	7
3 公共施設の耐震化の現状・目標	8
(1) 市有施設における耐震化	
(2) その他公共施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 耐震化の課題	10
2 役割分担の考え方	10
(1) 市・市民・事業者の役割	
(2) 市・県の役割	
3 実施する事業の方針	11
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	11
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 重点的に耐震化を図る建築物	
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 安心して耐震化が行える環境整備	13
(1) 高山市建築物等耐震化促進事業	
(2) その他の補助事業	
(3) 町内会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	14
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	15
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	16
(1) 優先的に指導等を行うべき建築物	
(2) 指導等の実施の方法	
2 所管行政庁との連携	17
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	
1 計画の推進体制	17

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条の規定に基づく、高山市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「高山市耐震改修促進計画」という。）を平成18年度から28年度までの計画期間として定める。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、東海地震や東南海・南海地震の発生が危惧されている状況である。

県では平成16年度に策定した「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ」（平成15年度「岐阜県東海地震等被害想定調査」、平成9年度「岐阜県地震被害想定調査」）において表1-1のとおり市内に特に大きな被害をもたらすと見られる複合型東海地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（高山・大原断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、関ヶ原－養老断層系地震）を想定される地震としている。

高山市では、上記の地震のうち内陸型地震である「高山・大原断層帯地震」において想定マグニチュード7.2、最大震度7程度の揺れが予測されている。

表1-1 想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	マグニチュード	最大震度	PL値（液状化指数）※
高山・大原断層帯地震	7.2	6.84（震度7）	57.27
複合型東海地震	8.3	5.28（震度5強）	3.34
阿寺断層系地震	7.5	6.69（震度7）	49.03
跡津川断層地震	7.4	6.33（震度6強）	32.63
関ヶ原－養老断層系地震	7.3	4.71（震度5弱）	0.00

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が大 5<PL値≤15：液状化の可能性が中

2 人的被害の想定

想定地震における市内の被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）と、冬の平日午前3時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の平日午前3時を記載する。

表 1－2 想定される人的被害

(単位：人)

想定地震	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数※	避難者数
高山・大原断層帯地震	837	674	12,688	2,007	49,479
複合型東海地震	1	15	336	3	214
阿寺断層系地震	256	371	7,008	628	21,928
跡津川断層地震	298	414	7,925	708	25,240
関ヶ原－養老断層系地震	0	0	0	0	0

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表 1－3 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載する。

（１）建物被害

市内の建物は、高山・大原断層帯地震が発生した場合では、木造建物について 15,000 棟以上が全壊し、21,000 棟以上が半壊するなど甚大な被害が想定されており、想定地震のうち最も被害想定が大きくなっている。また、跡津川断層地震や阿寺断層系地震が発生した場合にも木造建物について 5,000 棟以上が全壊し、12,000 棟以上が半壊するなどの被害が想定されており、木造建築物の被害割合が高く想定されている。

（２）地震火災

建物被害が非常に高く想定されている高山・大原断層帯地震では、100 件程度と想定されている。断層近傍で多くの出火件数並びに炎上出火※が予測されており、市内密集地においても想定地震に関わらず多くの出火が予測される。

※炎上出火：初期消火できなかった出火

表 1－3 想定される建物被害

(単位：棟)

建物被害 想定地震	木造建物（棟数）		非木造建物（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	全壊	半壊	
高山・大原断層帯地震	15,155	21,113	180	422	133
複合型東海地震	35	190	0	0	0
阿寺断層系地震	5,069	12,424	177	271	6
跡津川断層地震	5,857	14,744	133	267	33
関ヶ原－養老断層系地震	0	0	0	0	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に建築された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）及び「**耐震改修**」・「**建て替え**」により耐震化した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）という。

「**耐震改修**」とは地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「**耐震補強**」といい、「**建て替え**」とは耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

この「**耐震化されている建築物**」の「**建築物の全数**」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震性が不十分な建築物**」とは旧基準建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもののどちらにも該当するものをいう。

（1）住宅の耐震化の現状

高山市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。（平成17年は推計値）

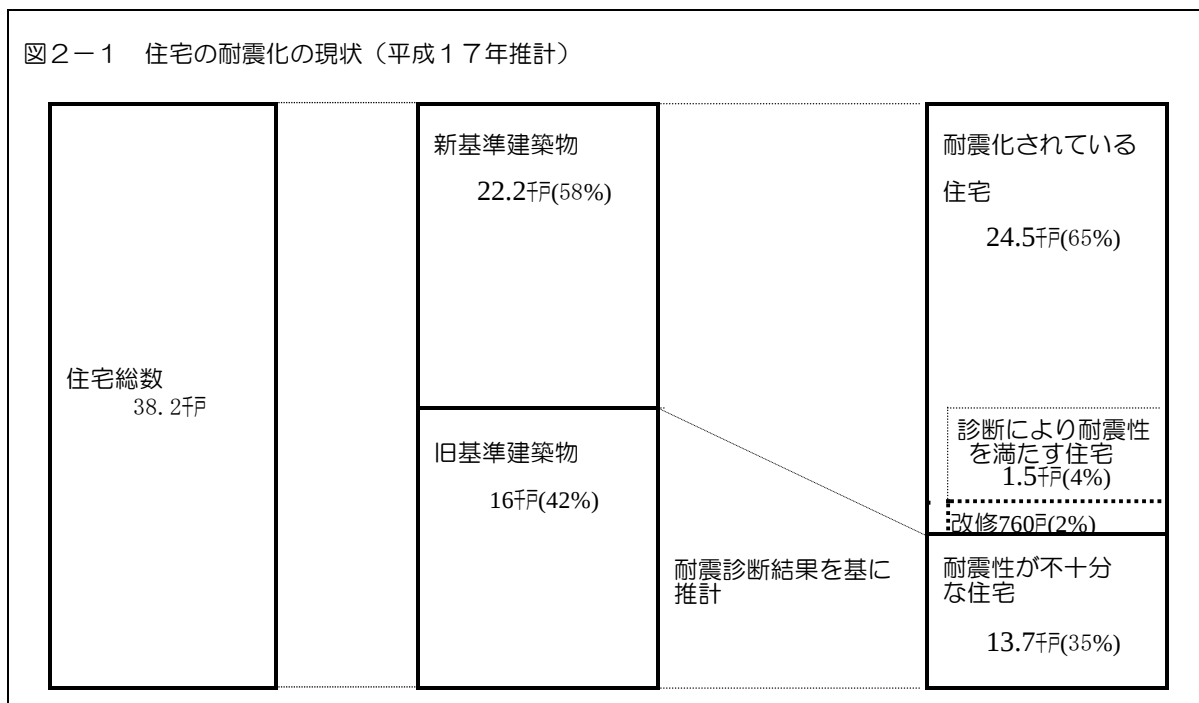
表2-1 建築年代別住宅数

（単位：戸）

年代別住宅数 建築年		平成5年調査		平成10年調査		平成15年調査		平成17年推計	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧基準	昭和35年以前	5,500	16	4,900	13	4,000	10	3,800	10
	昭和36年～45年	5,700	16	4,600	12	4,400	12	4,200	11
	昭和46年～55年	11,700	34	11,600	30	9,000	24	8,000	21
	計	22,900	66	21,100	55	17,400	46	16,000	42
新基準	昭和56年～60年	4,400	13	4,200	11	4,000	11	3,900	10
	昭和61年～平成2年	4,700	14	4,400	12	4,400	12	4,300	11
	平成3年～7年	2,000	6	4,800	13	4,100	11	3,700	10
	平成8年～12年	—	—	3,000	8	5,300	14	5,300	14
	平成13年～17年	—	—	—	—	2,600	6	4,500	12
	不詳	100	1	200	1	200	1	500	1
計		11,200	34	16,600	45	20,600	55	22,200	58
合 計		34,100	100	37,700	100	38,000	100	38,200	100
耐震改修を行った住宅						720	2	760	2

「新基準建築物の住宅」については、住宅・土地統計調査からの推計により約22.2千戸（約

58%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は、同調査からの推計により約760戸(約2%)、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については県内の耐震診断結果からの推計により約1,500戸(約4%)であることから、市内の住宅総数約38,200戸のうち約24,500戸(約65%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

耐促法第6条に定める特定建築物(以下「特定建築物」という。)の用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第6条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途		特定建築物の規模要件
1号	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上
2号	一	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	一	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物

上記の特定建築物の市内の現状は、市と県で平成18年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状		全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震改修実施済みD	耐震性を満たすE	耐震化されている建築物	耐震化率
特定建築物の種類		A=B+C	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	148	73	75	17	2	92	62%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	107	79	28	0	0	79	74%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	86	71	15	5	0	76	88%
	計	341	223	118	22	2	247	72%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	7	7	0	0	0	7	100%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	352	165	187	0	0	165	46%

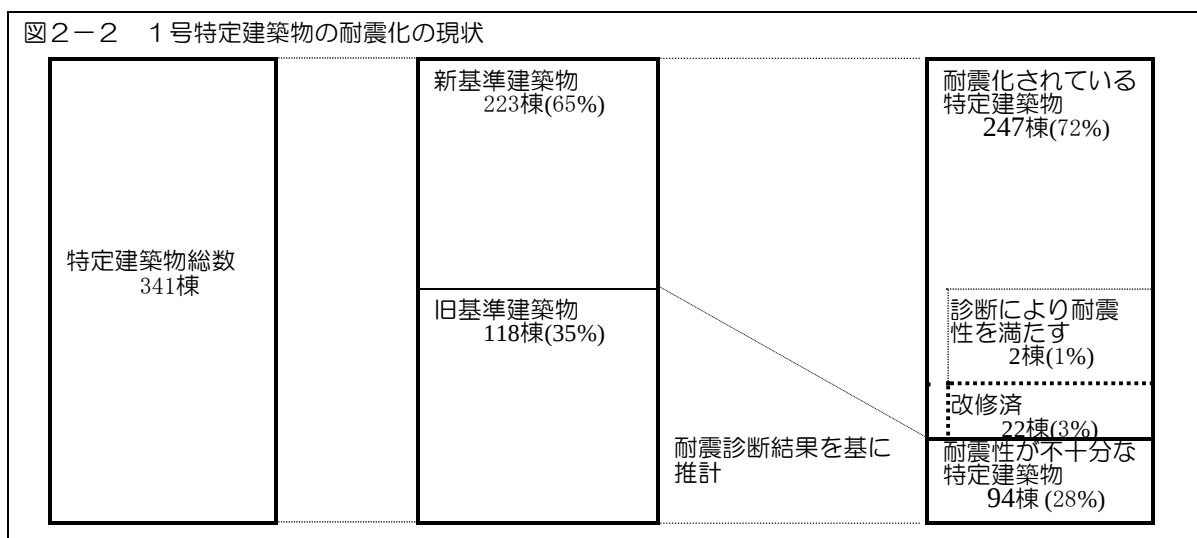
注) A～Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が223棟(65%)、「旧基準建築物」118棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が22棟(3%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が2棟(1%)であることから、「耐震化されている建築物」は247棟となり、市内の1号特定建築物総数341棟のうち72%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が7棟(100%)、「旧基準建築物」が0棟で全ての建築物が耐震化されている。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が165棟(47%)、「旧基準建築物」187棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が0棟(0%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟(0%)であることから、「耐震化されている建築物」は165棟となり、市内の3号特定建築物総数352棟のうち46%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、8・16宮城地震においても多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの高山市の取り組み

民間建築物の耐震化に係る補助として、平成14年から木造住宅への耐震診断、平成16年から木造住宅の耐震補強工事そして平成18年度からは木造住宅以外の建築物の耐震診断及び一定の要件に該当する建築物の耐震補強工事に対して補助を実施している。市有建築物については、防災拠点となる建築物について耐震診断を完了し、段階的に耐震化を図ることとしている。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの県の取り組み、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに9割にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。（以下省略）

市では、住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに9割にすることを目標とする。

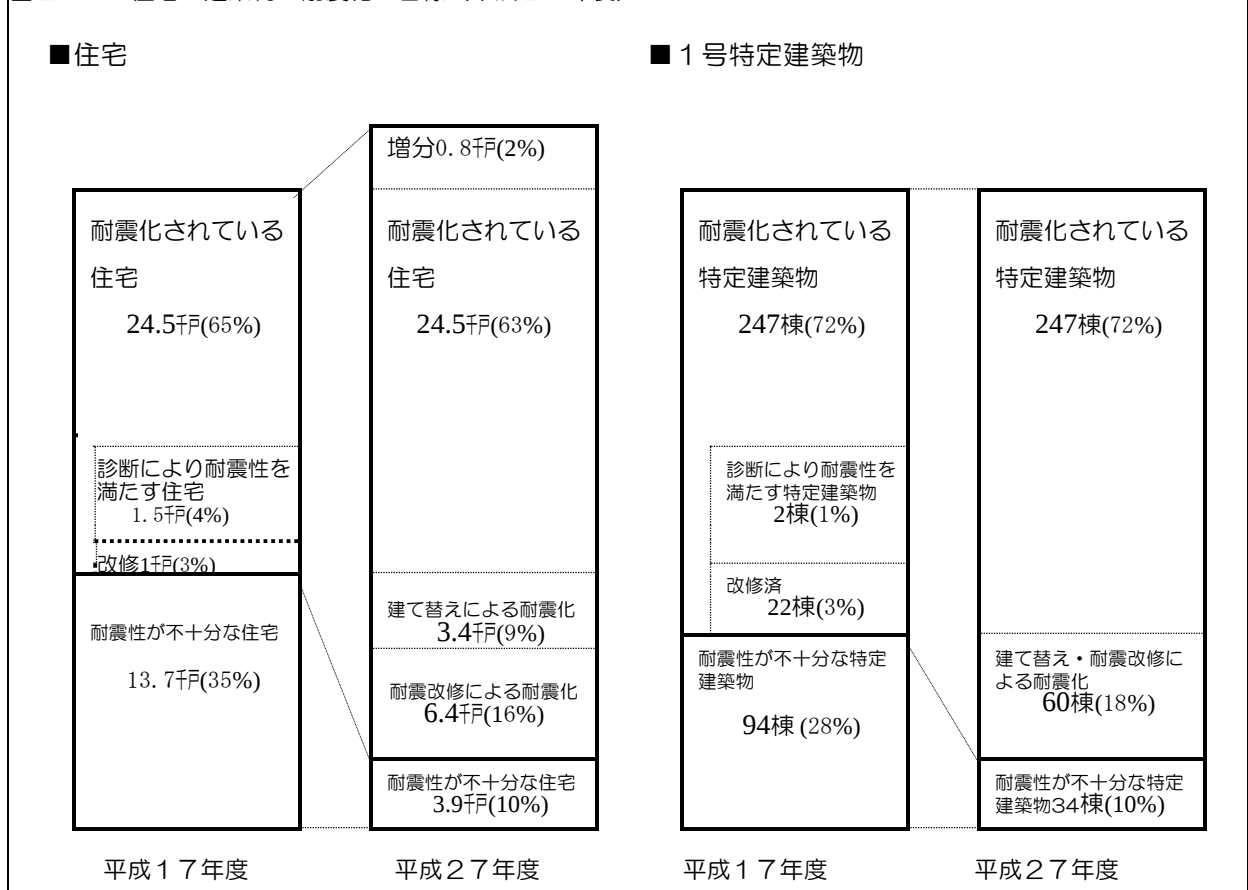
耐震化率9割を達成するため、住宅については約9600戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約60棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

図2-3 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	75%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	9割
	多数利用の建築物	75%		9割
県	住 宅	65%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	9割
	多数利用の建築物	73%		9割
市	住 宅	65%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	9割
	多数利用の建築物	72%		9割

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（平成27年度）



3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

（１）市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有１号特定建築物」という。）の耐震化の現状は、市で平成１８年度に行った特定建築物の実態調査によると、表２－４のとおりである。

表２－４ 市有１号特定建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

耐震化の現状 市有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
防災上重要な建築物 （庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	104	49	55	10	0	59	57%
不特定多数の者が利用する建築物 （集会場、宿泊施設、博物館等）	13	7	6	1	0	7	54%
特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所等）	—	—	—	—	—	—	—
計	117	56	61	11	0	66	56%

市有１号特定建築物については、「新基準建築物」が５６棟（４８％）、「旧基準建築物」６１棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が１０（９％）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が０棟（０％）であることから、「耐震化されている建築物」は６５棟となり、市有１号特定建築物総数１１７棟のうち５６％が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な旧基準建築物６１棟のうち未実施のものについては、平成２０年度までに耐震診断を全て完了する。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、耐促法において市は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることが求められており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進める。また、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、平成２７年度までに耐震化を完了することを目標とする。

この目標を達成するために、耐震化されていない市有特定建築物については、早期に耐震改修、建て替え又は除却等を検討する。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合は、建築基準法等の現行基準に適合させることが必要であるため、工事が大がかりになる。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑になる。

2 役割分担の考え方

これまで市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（１）市民・事業者の役割

- ・ 市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・ 市民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（２）市・県の役割

- ・ 市及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・ 市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 所管行政庁※である市及び県は、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・ 市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは耐促法第2条に定める建築主事を置く市町村の長又は知事をいう。本市は建築基準法第6条第1項第四号に規定される建築物に係る所管行政庁であり、その他の建築物については県が所管行政庁となる。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされており、また耐震強度偽装問題に端を発した建築物の安全性の確保が求められている。国・県の動きに呼应し、市民の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

市内には活断層が広範囲に多数存在しており、多くの被害が想定されるため、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部が置かれる市役所本庁及び支所の庁舎、並びに警察及び消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その他の防災上重要な建築物については、「より重点的

に耐震化を図る建築物」とする。

また、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や人的被害発生の懸念等から、劇場、展示場、百貨店等の不特定多数が利用する特定建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ 耐震性が不十分な市有建築物のうち特定建築物に該当しないものについても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

エ 後世に引き継ぐべき貴重な文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物を、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

重点的に耐震化を図る建築物

建築物の種別	重点的に耐震化を図る建築物	より重点的に耐震化を図る建築物
ア 住宅	全ての住宅	旧基準建築物の木造住宅
イ 特定建築物	1号特定建築物 多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する 必要が高い建築物	(公共施設) 地震が発生した際に応急対策活動の 拠点となる災害対策本部が置かれる 市役所本庁及び支所の庁舎、並びに警 察及び消防の庁舎、医療活動拠点とな る病院・診療所、避難収容拠点となる 学校、要介護施設である社会福祉施設 等その他の防災上重要な建築物 (民間施設) 地震発生時の建築物の倒壊による周 辺市街地への影響や人的被害発生の 懸念等から、劇場、展示場、百貨店等 の不特定多数が利用する特定建築物
	2号特定建築物 危険物を取り扱う建築物であり倒壊 した場合多大な被害につながるおそ れがある建築物	
	3号特定建築物 倒壊した場合道路を閉塞し多数の者 の円滑な避難を妨げるおそれがある 建築物	
ウ 耐震性が不十分な市有建築物	特定建築物に該当しない市有建築物	※
エ 文化財等に係る建築物	後世に引き継ぐべき貴重な文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物	※

※ 特定建築物を優先的に耐震化するものとする

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 高山市建築物等耐震化促進事業

ア 高山市建築物等耐震化促進事業の概要 ※1

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震補強工事に対する補助を平成16年度から県と協働で実施している。

平成18年度からは、全ての建築物における耐震診断に対する補助及び旧基準建築物の特定建築物や分譲マンションにおける耐震補強工事に対する補助を県と協働で実施している。

これまでの事業の概要は表4-1のとおりである。

表4-1 高山市建築物等耐震化促進事業の概要

区分		事業名	対象建築物	補助対象 限度額	補 助 率※2		
					国	県	市
木 造 住 宅	耐震 診断	木造戸建て住宅耐震診断事業	・ 全ての一戸建て木造住宅 （重点的に耐震化を図る建築物）	45千円	1/2	1/4	1/4
		木造共同住宅等耐震診断助成事業	・ 全ての長屋、共同木造住宅 （重点的に耐震化を図る建築物）	30千円/戸	1/3	1/6	1/6
	補強 工事	木造住宅耐震補強助成事業	・ 耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた昭和 56 年以前に建築された木造住宅 （より重点的に耐震化を図る建築物）	1,200千円	2/10 ※3	2.5/10	2.5/10
建 築 物 等	耐震 診断	建築物耐震診断助成事業	・ 木造住宅以外の全ての建築物 （重点的に耐震化を図る建築物）	1,500千円	1/3	1/6	1/6
	補強 工事	分譲マンション耐震補強助成事業	・ 耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた昭和 56 年以前に建築された分譲マンション （重点的に耐震化を図る建築物）	47,300 円 ×0.23 ×延べ面積 (㎡)	2/10 ※4	2.5/10	2.5/10
		特定建築物耐震補強助成事業	・ 災害時に重要な機能を果たす建築物 ・ 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 ※5 （より重点的に耐震化を図る建築物）	47,300 円 ×0.23 ×延べ面積 (㎡)	1/3	1/6	1/6
				・ 地震によって倒壊した場合に緊急輸送道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物※6 （より重点的に耐震化を図る建築物）	47,300 円 ×延べ面積 (㎡)	1/3	1/6

※1 表4-1に掲げる民間建築物への補助事業を実施している。(実施主体は市、県はその費用の一部を間接補助している。)なお、実施する事業のうち「木造住宅耐震補強工事」及び「分譲マンション耐震補強工事」に対する助成額としては、耐震補強工事に要する費用に対象として上限を設けた定率補助に、租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を加えた助成を行うこととし、このうち交付する助成額としては、租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額を交付することとする。

※2 補助率は上限である。

※3 県において地域住宅交付金における提案事業として実施できない場合は市が負担する。

※4 県において地域住宅交付金における提案事業として実施できる場合に限る。

※5 国の補助要綱に適合するもののみを対象とし、耐促法における特定建築物とは異なる。

※6 国の補助要綱に適合するもののみを対象とする。

イ 高山市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表４－２のとおりである。

表４－２ 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
木造住宅耐震診断補助事業	5	7	10	10	10	18
木造住宅耐震補強工事費補助	—※２	—	0	0	0	0
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	1	2
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	—	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	—	—	—	—	0	0

※１ 「—」は事業を未実施

(２) その他の補助事業

・高山市木造住宅耐震補強奨励金交付事業

木造住宅耐震補強工事を実施する住宅の所有者に対して、補助対象限度額（120万円）に対する3／10を奨励金として交付する事業を平成19年度から実施している。また、平成20年度からは、建築年要件を平成12年5月以前に緩和し、奨励金を60万円増額する事業を実施する。

(３) 町内会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこれらの地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組むこととする。

(１) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う市窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について市広報、ホームページ、出前講座及び地域FM等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、市窓口では地震対策を始めとした建築物に係る

相談にに応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

地域 FM 放送、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

市広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 市等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）を作成し公表している。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成19年度に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成・公表する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅地盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

(1) 優先的に指導等を行うべき建築物

これまで、耐促法における指導・助言は学校・事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物に対して、指示・報告徴収・立入検査は病院・百貨店・ホテル等の不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物に対して行われていたが、平成17年の耐促法の改正により、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物にも指導等が行えるようになった。

これらは特定建築物として、所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震化について適切な措置をとるよう指導等を行う必要性が高いものである。

そこで、耐促法第2条第3項による所管行政庁である市は、これらの特定建築物（建築基準法第6条第1項第四号にあたる建築物に限る。）の所有者に対して、必要に応じて耐促法第7条第1項の規定に基づく耐震診断又は耐震改修の指導・助言を行うよう努める。また、特定建築物のうち、防災上重要な建築物、不特定多数が利用する建築物、公共建築物については、防災拠点としての機能の確保や人的被害の発生のおそれ等被災時の影響を勘案して、地震に対する安全性の向上について適切な措置をとる必要性が高いものであり、これらの建築物の所管行政庁である県と連携して優先的に指導等を行う。

(2) 指導等の実施の方法

ア 特定建築物台帳の整備

市及び県は所管行政庁として、それぞれ所管する特定建築物について台帳を作成し、耐震診断及び耐震改修の進行管理及び指導・助言等を行う。

イ 指導・助言

パンフレットや啓発文書、広報等により、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して耐震診断及び耐震改修の実施を促し、その実施に関する相談に応じる方法で指導・助言する。

ウ 報告徴収

指導等を行うため、必要に応じ、特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに耐震化の状況について所有者から報告させる。

エ 立入検査

指導等を行うため、必要に応じ、特定建築物並びにその敷地又はその工事現場に立ち入り、検査を行う。

オ 指示

特にその倒壊を防止する必要性が高いものについて、指導・助言のみでは耐震診断及び耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに、協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で指示を行う。

カ 公表

正当な理由がなく耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わない場合は、利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにする必要がある。また、そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、社会的責任を果たさなかったものとしてその旨の「公表」を行う。

なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐

震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な耐震化が確実に行われる見込みがある場合等については、その実施計画等を勘案し、「公表」の判断をする。

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物安全安心推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。